

## 公益社団法人兵庫県歯科衛生士会 正会員福祉給付規程

**第1条** この法人が定める正会員福祉見舞金等は、この規程による。

**第2条** この規程により、次の給付を行う。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) 災害見舞金

**第3条** 死亡弔慰金

正会員が死亡した場合には、遺族に対して弔慰金として5,000円を給付する。特別な場合は、会長に一任する。

2 該当する正会員の所属する支部長は、速やかに申請書を本会に提出する。

3 該当する正会員の所属する支部長の申請により、弔電を送ることができる。

**第4条** 災害見舞金

正会員が、風・水・震・火災・その他の災害により損害を受けた場合は、つぎの見舞金を給付する。

床上浸水 5,000円

家屋全半壊、家屋全半焼 10,000円

なお、家屋とは現在正会員が居住している家屋とする。

2 該当する正会員は、申請書を6ヶ月以内にこの法人に提出する。

**第5条** この規程に定める以外の給付については、理事会の議を経て決めるものとする。

### 附 則

この規程は、公益社団法人兵庫県歯科衛生士会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。